

1882年ドイツ帝国職業＝営業調査（3）

長 屋 政 勝

III 職業調査（承前）

4 人口調査との関係

職業調査は人口調査と質問項目や調査方式において多くの共通点をもつ。このことは調査票や実施要綱からすでに明らかである。調査票には個々人の性・年齢・家族関係・宗教といった人口調査と共通する質問項目があり，調査様式でも調査区設定，調査員選定，調査委員会編成などにおいて人口センサス方式をそのまま踏襲している。従い，多く点で人口調査と重複する面をもつものが1882年調査であった。では，あえて人口調査とは別に全数調査として職業調査を実施する意味はどこにあるのか。

職業調査の力点は世帯内個々人を就業者ないしは扶養者（一家の稼ぎ手）であれば，その主職種と副業種，就労形態，職業上の地位にみられる特性，さらにそれ以外の者であれば家族身内ないしは被扶養者として職業への帰属性を掴むところにある。さらに高齢，疾病や傷害のため現役引退した者の以前の職業，また寡婦の亡夫の職業といった人口調査にはない独自の項目も入ってくる。

両調査の決定的相違は人口概念の捉え方にある。人口調査はあくまで現住人口（ortsanwesende Bevölkerung）の把握を目的にする。これは19世紀60年代までにみられた教会記録や市民名簿に記載されたものを机上計算で総計した人口（＝地籍人口，ortsangehörige Bevölkerung）ではなく，実際にそこで消費生活を行っている現住人口を直接調査によって把握することである。しかも，調査時期が12月に設定されているため，国民の大多数は自宅に居住・帰省して

おり、その居住地 (Wohnort) において捉えられ、従いこの人口は居住人口 (Wohnbevölkerung) という性格をもつことになる。

これに対して、職業調査では調査時期が6月にあるため、人口調査とは異なった人口集団が集計されてくる。すなわち、一国の経済活動が最も活性化し、さまざまな営業分野に人々が吸収され、営業手段が全面的に移動する夏季を選択するのが職業＝営業調査であり、この時期選択そのものは調査目的にとって合目的々であるといえる¹⁾。ところが、その時期には自宅や本来の居住地を離れ、就業目的で長期間にわたり別の場所に居住する層が多く輩出してくる。従い、職業調査では上の現住人口ではなく、長期間にまたがり通常の職業を遂行する滞在地 (= 仕事地, Arbeitsort) が場所基準になる。例えば、リッペ侯国では人口の約11パーセントに当たる主にレンガ製造業に従事する1.2万人がこの時期国外で生活していると報告されている。農業労働や建設労働に従事する層にはかかる部分が多くみられる。従い、職業調査で捕捉された人口というのは人口センサスでいう現住人口や住居人口とは原則的に異なった性格のもの、いわば「職業人口」(Berufs=Bevölkerung) ともいうべきもののなのである。

調査地点に相違があるとはいえ、人口センサスと職業調査はあくまでセンサスとして全国民を対象にするのだから、理論的にみれば把握された総人口数においては両者の相違はないはずである。しかし、現実には両者の間には、単なる偶発的誤差では済まない検討に値する乖離が出てきている。1882年職業調査によって把握された総人口は45,222,113人であった。これに対し、これに最も近い1年半前の1880年人口センサス時の総人口は45,234,061人であった。その差は11,948人、後者の人口が多いことになる。僅か1年半といえども、この間

1) 「一連の営業は夏においてのみ一般的、あるいは全力でもって営まれ、この時期の職業遂行は冬に較べてはるかに集中的になされ、このため夏においてのみ人口の職業関係に関する可能な限り完全な映像が獲得されるのである」(*Statistik des Deutschen Reichs*, N. F., Bd. 2, 1884, S. 10)。「人口調査の時期は国民経済の研究にとっては—というのは12月になるため—適するところが少ない。むしろ、それは(職業調査のこと—引用者) 独立調査として6月に行われ、これは国民経済生活が力強く息づき、ほとんどすべての国民経済生活部門が活動している時期なのである」(F. Zahn, *Berufliche und soziale Gliederung des Volkes*, *Die Statistik in Deutschland nach ihrem heutigen Stand*, hrsg. von F. Zahn, Bd. 2, München und Berlin, 1911, S. 13-14)。

に人口増があるのが常態であろうから、この減少は常識では考えられなく説明を要する。

この間の人口の自然増加と逆の海外移住者による人口減、この両者をこれまでの資料から類推裁量した結果を入れ、1882年の総人口は約4,600万人と推計されていた。しかし、実際には自然増加数が予想よりも13万人少なく、また移民の急増分約25万人があり、これが差し引かれなければならなかった。従い、職業調査における人口総数は人口センサス総数よりも約30-40万人が不足しているという結果になる。人口総数の把握という点では、まず間違いなく人口センサスの方の精度が高いと考えられ、これは明らかに職業調査により以上の調査漏れがあったということである。この原因には次の2つのことが考えられている。

- ① 調査時期の6月というのは冬季に較べ人口移動が激しく、居住の安定した12月からみると個々人に調査票が回らない可能性がより高い。加えて毎年30万件以上もの刑法処罰事例を出す放浪者の把握問題が絡む。人口センサスに較べ職業調査からこれら放浪者や物乞がより多く欠落することは当然考えられることである。
- ② 職業調査では13歳以下の無職者は人口調査とは異なり個々人の記入は無く、単に調査欄の19・20に性別総計が挙げられるだけであった。従い、13歳以下人口に関し、人口センサスの記名式で把握された数量とは正確性において劣り、職業調査では総計記入の際に少なからざる計上漏れが起こりうるとみなされている。

重大な要因はやはり①の調査漏れと考えられるが、ではこうした誤差をどう評価するか。これをもって1882年調査の意義を否定するのか。調査当局はこの過少人口の程度は次の人口センサス結果によって明らかにされねばならないとしながらも、いま述べたように職業をもたない層に過少計上があったとしても有職業層の捕捉には信がおけるとみなし、生業に就いている者の詳細な調査に力点がおかれているわけだから、「職業調査結果にとって、このことによって

は失われるものはごく僅かであるといわなくてはならない」、また「職業調査から出てきた国民数には不足が予想されるからといって、この調査目的が損なわれることはないと考えられる」とし、この過少数量分を調査目的からみてマイナーな数量とする。さらに、人口の性・年齢・家族関係別分布を取り出し、それぞれにおいて人口センサスと職業調査の結果を比較裁量し、後者の数量が十分に満足のゆく信頼性を備えたものであることを検証し、「職業調査結果は性や年齢、家族関係、また同じく職業そのものに関しても比較考察に適している」²⁾と結論づけている。

IV 営 業 調 査

1 農業経営調査

これは職業調査票の裏面（4ページ）にある調査であり、個人職業調査票の欄8「主たる職業分野の正確な名称」と欄12「副職業の正確な名称」に農業と記入した者が回答することになっている。同じ調査用紙が利用されているとはいえ、個々人を対象にその職種・地位を問う職業調査とは異なり、農業経営の内容を申告させるものとなっており、性質的にはこれは営業調査に属するものといわなくてはならない。従い、1882年調査では全般的職業調査とは別に、農業経営と次にとり挙げる商工業経営（＝狭義の営業）に関する営業調査が併行して実施されているのである。

まずは農業経営調査であるが、そこではまず主質問として「世帯によって直接に農業が営まれているかどうか」が問われている。ここで「世帯によって」とは世帯全体、あるいは世帯構成員のいずれかが独立して農地を利用している場合が該当する。つまり、世帯が全面的にか部分的にか生業としての農業とかわっているかどうかを、土地利用の面から問うている。この場合、規模の大小には関係なく、田畑や菜園、牧場や牧草地として、ブドウ、果物、野菜、タ

2) Berufsstatistik nach der allgemeinen Berufszählung vom 5. Juni 1882, *St. d. D. R.*, N. F., Bd. 2, 1884, S. 10, 13.

バコ、等々の栽培のために土地利用がなされている場合が農業経営と規定されている。この質問に対して是と回答した場合、以下の二次(副)質問が準備されている。

1. 総面積 (以下1・2・3に関してはすべてヘクタール・アールで表示)
2. 1のうち借地面積 (含、代理小作地)
3. 総面積内訳
 - A. 田畑・菜園・牧場・牧草地・果樹園・ブドウ畑
 - B. 森林 (森・伐木場・林・叢林)
 - C. その他 (家屋敷・遊園・放牧場・未耕作草地、河川・道路、荒蕪地と未開拓地)
4. 未配分牧草地の共同利用への参加の有無 (是・非)
5. 家畜 (以下AからFまではすべて数量で表示)
 - A. 馬 (農耕用、繁殖・飼育用)・子馬総数/このうちの耕作用使用数
 - B. 雄牛・去勢雄牛・子牛総数/このうちの耕作用使用数
 - C. 雌牛・子雌牛総数/このうちの耕作用使用数
 - D. 羊・子羊総数
 - E. 豚・子豚総数
 - F. 山羊・子山羊総数
6. 利用機械 (自己所有か借用かにかかわらず、昨年の農業経営で利用した機械種に下線を記す)

蒸気犁、播種機、刈取機、蒸気脱穀機、他脱穀機、移動蒸気機関、連動機つき/無しの常設蒸気罐

この場合、その農地がいかなる行政区にあらうとも、またそれが規模の大きな農場、自作農地、小百姓や日雇人の農地、納屋・家畜小屋用地、断片的農地であらうと、さらに経営者本人が所有者、借地人、用益権者、あるいはそれらの代理人 (管理人・支配人・指導的職員・監督者、等々) であらうとも、これらに関係なくすべての農地利用の当事者に申告が課せられる。

さらに本人が当該の世帯構成員としてそこに現住か不在かにかかわらず調査対象になる。同一世帯内に独立して農業に従事していたり家畜を所有してい

る個人が複数いる場合には、同じ書式の中でそれらの経営面積と家畜数が合算されて計上されるべきである。

ある所有者の農場内でいくつも世帯が別々に農耕に従事しているような場合、質問に対する回答は当該の各世帯によって行われる。分農地が別にあっても経営が共同でなされている農地では、回答は共通のものとしてなされ、重複調査は避けられるべきである。また、共同経営（共同所有・共同借地、等々）の場合には、関与者の中の一人が責任をもって回答しなければならない。賃借農地や特定収穫部分の支払いが課せられている借地にあつては、所有者ではなく借地人が申告を行うものとする。同じように、奉公人・労働者・日雇人に賃金の一部として農地が貸出され、かれら自身によってそれが耕作されている場合、申告は雇用主や使用者ではなくかれらの世帯による。さらに、農地からの収穫（刈入物・株・樹木）が販売される場所では、購入者ではなく販売者が申告する。

5 の家畜調査は全国の家畜数量を確認する全般的家畜調査ではなく、個々の農業経営に附属する家畜の構成を調べるものである。従い、当該世帯に一時的に不在であるとか、遠隔地の森や牧舎で飼育されているものも、その世帯の調査票に記入されるべきである。

以上、1882 年農業経営調査は農地耕作者を対象にして、その利用内訳を伴った耕地面積、所有家畜種と数量、使用農耕機種種の 3 要素に限った調査であり、個々の農業経営の人的経済的関係（例えば、就業者関係や副業の実態、また収穫量）には触れない最も要素的な調査に留まっている。しかし、農業経営に関する全ドイツにまたがるセンサス形式の調査がここに開始したと見ることができ、その意義は過小評価されるべきものではない³⁾。というのは、19 世紀後半に入って農業経営に関する全般的調査の必要性が、例えば、関税同盟の委員会提言やヘッセン関税同盟大使ファブリチウスによるビスマルクへの報告におい

3) H. Schmelzle, Die landwirtschaftliche Betriebsstatistik, *Die Statistik in Deutschland nach ihrem heutigen Stand*, a. a. O., S. 52.

て、また連邦参議院の専門委員会、プロイセン中央統計委員会やプロイセン農業経済会議などによっても再三にわたり主張されながらも、広域ドイツにまたがる農業経営に関する大規模調査は実施されえてこなかった。上記のドイツ関税同盟統計拡充委員会での検討においても、農業統計の拡充は「最も差迫った要請」であるとして、いち早く土地利用・収穫・家畜調査に関する詳細なプランが作成されていた(1871年3月21日、報告第4号)⁴⁾。しかし、これは実現までには至らなかった。それ以降も、プロイセンやバイエルン、バーデンやヴェルテンベルク、またヘッセンといった領邦国家内部で、またいくつかの行政区内では土地利用や家畜に関する調査が行われた事例はある。なかでも1873年1月の最初の全般的家畜調査と結びつけて実施されたバーデンの耕地所有関係と耕作種に関する調査は各世帯の自計に拠った点で出色であったとされる。しかし、特にプロイセン東部の農場経営(=Gutsherrschaft)にみられるような地主権力の根強く残存しているところでは、公的権力にもとづく調査が介入することには大きな困難が待ち受けていた。従い、そのようなところでは土地台帳を初めとする既存行財政資料の整理・要約、また個別事例調査という様式に拠ってその概括、あるいは特徴の一端をうかがうのがこれまでの農業調査であった。そうした制約の残っている中では、上の関税同盟統計拡充委員会の農業調査といえども、農家や農業経営者に対する直接調査ではなく、行政機関と農業関係者(農業同盟や農業委員会、さらに農業経営者自身)の協働のもとでの表式調査としてしか構想されざるをえなかった。そうした壁を突破して、今回の直接全数調査=センサスによって農業経営の全体が統計の網の目に捕捉可能となったことは画期的といえる。なるほど先の拡充委員会の準備した統計表のプランに較べて、その調査内容(記載項目の種類と数)の点で今回の農業経営調査が大幅に縮小されていることは否めない。それを割り引いてなお、1882年調査においてドイツ全土の農業調査がセンサスとして実施されえたことの意

4) Berichte der Kommission zur weiteren Ausbildung der Statistik des Zollvereins, St. d. D. R., Bd. 1, 1873, S. 102-118.

義は大きい⁵⁾。

2 商工業調査＝狭義の営業調査

農業以外の商工業分野で独立営業が営まれる場合、別途用意された営業調査紙に記入するものとされている。これは農業以外の製造・加工・精製分野、販売・流通、運輸とサービス分野にある狭義の営業体を対象にしたもので（先の産業部門Aの一部とB・C部門のすべて）、その対象範囲の点ではこれまでのプロイセンや関税同盟において作成されてきた営業表とほぼ同じ性格のものといえる。営業という概念の多義性、逆にいえば不明瞭性を継承したままであり、その中には実に多岐にわたった業種が含まれている。この点からみても、旧来の営業表の性格を濃厚に帯びた調査とみなすことができる。

全般的職業調査票の欄9において職業上の地位が問われ、そこにおいて自立した営業主、ならびに他人の勘定のため自宅で作業を行っている者すべてが営業経営者とみなされる。所有者・共同所有者・賃借人・手工業親方・企業家・支配人・管理者・業務指導者、等々といった地位上の違い、さらにその業務が自宅や独立営業場で行われているか、あるいは他人の勘定のため自宅でなされているか（つまり、家内工業としてか）、または賃金目当てに取引先場でなされているかの経営形態上の違い、これらには関係なくそれらすべてが営業経営者とみなされる。しかし、今回の調査では、このうちの最後のもの、すなわち、自立してはいるが全くの単独で被雇用者ももたず機械的営業手段なしで営業を行っている層、いわゆる「単独経営」(Alleinbetrieb)⁶⁾は職業調査のみの対象に留まり、営業調査の枠外におかれている。営業調査では欄10と11、14と15で、① 共同経営者、あるいは被雇用者を一人以上有しているか、② 基礎動力源を

5) 82年農業経営調査の結果は『ドイツ帝国統計』（新シリーズ）の第5巻として公開されている。
Landwirtschaftliche Betriebsstatistik nach der allgemeinen Berufszählung vom 5. Juni 1882, St. d. D. R., N. F., Bd. 5, 1885.

6) W. Morgenroth, Gewerbestatistik, *Die Statistik in Deutschland nach ihrem heutigen Stand*, a. a. O., S. 222.

もった連動機 (回転機), 蒸気罐, 移動蒸気機関, 蒸気船を利用しているか, この2つの質問を設定し, このうちの双方, あるいはひとつを満たすものが営業経営者としてとり出されることになる。その場合, ① 営業経営者が世帯主, 世帯の他構成員, 独身者であるか, ② 当該営業が主職業か副業か/単一営業か別種商工業が併存しているか/農業のかたわらか/別種就業があるか, ③ 営業経営者が上述したさまざまな経営上の地位のどれを占めるか, ④ 物的設備の所有が私的か, 会社・組合・団体・同盟・自治体, あるいは国家によるか, これらに関わりなくすべての営業経営体が網羅されるものとされる。そして, 該当する具体的業種として以下のものが列記されている。

1. 手工業 工業 製造業 建設業 美術工芸業 採鉱業 精鍊業 製塩業 園芸・商業園 漁業 蜜蜂・蚕・魚・鳴鳥・犬・他動物飼育業 (含, 動物園や水族館)
2. 銀行業 商業と仲介業 保険業 競売業 価格査定業 貸与業 職業紹介業 奉公人斡旋業 他の作業斡旋業 (蒸気機関・脱穀機貸与業) 葬儀業 荷馬車・賃貸馬車業 船頭・船主としての水運業 筏流 船渡業 港湾・水先案内業 水門監視・水路監視業 他運輸業 宿泊業 飲食業 旅館業
3. 鉄道・電信行政における作業場 刑務所・更正施設内において自前で営まれている営業
4. 農業・林業での副営業 (例, ビール醸造・火酒蒸留 採石・石灰石抗・石膏採掘 石灰焼・石膏焼・レンガ焼 泥炭採取 炭焼 瀝青・樹脂採取 貨運送 等々)

従い, これまでのプロイセン営業表や関税同盟営業表にみられた手工業やマニュファクチャー生産, 工場生産, ならびに商業・流通業, 運輸業・サービス業として挙げられてきた業種を下敷きにして, そこから外されてきた営業体 (例, 採鉱業・精鍊業・製塩業, 漁業) や新たに輩出してきた業種 (例, 作業斡旋業, 葬儀業), これらが加えられている。他方で営業経営から排除されるものとしては, 農林業や狩猟, また農業用家畜飼育の外に以下のものがある。

医者・助産婦 保養施設 病院 音楽 劇場経営 展示場 巡回商工業者 学術・教育・訓練事業 鉄道経営

これまでの営業表と同様に、粗生産部門と非営利分野や公的分野にかかわる業種は排除されている。従前の営業表の枠組みを骨子にし、それを補充し、さらにその後の経済発展に伴って輩出してきたいくつかの営業経営体をくみ挙げ、第2・3次産業部門にある営業体の包括的網羅を意図したものとといえる。これら営業経営体に対し、「営業調査紙」には以下の12項目の質問が設定されている。

1. 営業経営者の氏名、あるいは（それがあある場合にはその）社名
2. 営業経営者の住所
3. 営業経営の場所（2と異なる場合）
4. 営業種
5. 主業か副業かの別
6. 所有者・賃借人・他業務指導者（監督者・管理者、等）かの別
他人の勘定のため自宅で作業がなされているか否か 是・非
7. 共同所有者（共同賃借人・協力者）の有無 有の場合にはその者の名前と住所
8. 所有別区分（個人・複数组員・同盟、合資会社・株式会社・団体・組合・他経済共同体、市町村・他自治共同体、国家・帝国）
9. 就業者の地位別人数
 - a. 就業している所有者・共同所有者・賃借人・業務指導者 性別人数（調査日当日／通常あるいは年平均）
 - b. 専門的修養を積んだ監督職員・管理職員・事務職員 同上
 - c. その他の被雇用者・職人・徒弟・労働者、等々 同上

以上の合計
10. 基礎動力源（風・水・蒸気・ガス・熱気）利用による常設連動機（回転機・動力機）使用、あるいは動力伝道なしの蒸気罐（化学的目的や精錬用への）使用、あるいは移動蒸気機関・蒸気船使用の有無 是・非
11. 9以外に（就業者の）自宅や刑務所・更正施設で当該業務に従事している被雇用者の有無

自宅就業者	性別年平均人数
その被雇用者・共働者	同上
	以上の合計
刑務所・更正施設内就業者	性別年平均人数

12. 当該営業内で複数営業種が遂行されている場合、それらが統合された営業経営（統一営業）の下にあるか否か

是の場合、全体経営（業務）の名称とそこでの就業者総数

ここで問題となるのは同一経営者のもとで複数の異種営業が営まれている場合である。その際には、主業・副業に関係なく、また場所的にまとまっているか別々にかかわりなく、これらすべての業種につきそれぞれの調査紙に記入すべきとされている。例えば、ビール醸造業とビール居酒屋、また旅館業が、あるいは左官業と採石業が、印刷業と書籍販売業が同一経営者のもとで営まれている場合などである。さらに、同種営業が本社・本店と支社・支店・支所という形で場所的に隔たって営まれ、経営者がそれぞれに独立している場合にも、別々の調査紙が配布される。また、当該経営が複数所有者のもとで営まれている場合には、それぞれの所有者のもとで調査紙の1から7までの質問への記入がなされ、8から12までを含んだ完全回答用の1枚の調査紙への記入はその内のひとりに任せられ、その者が明記される（ただし、かれらが同一世帯構成員であれば、それらの名称を併記した1枚の調査紙で処理する）。

今回の商工業調査はこれまでの営業調査の構想からみて、その質問項目数において大幅に縮小されている。それは営業の動力源と物的営業設備・手段・装置への問いが極めて簡略なものにされたことによる。関税同盟統計拡充委員会の当初の構想では営業グループごとに特有の「作業機と設備」がきめ細かく問われていた。これが被調査者たる営業経営者に過酷な負担を強いることは容易に予想でき、統計調査として明らかな行過ぎがみて取れた。既述した1875年の会議ではこの点の簡易化が必要とされ、それを目的にしたエンゲル提案がその際の検討素材となった。その案が提示された背景には、71年構想に対するエンゲル自身による反省、ならびに簡素化を促す次のような経緯があった。

関税同盟統計拡充委員会による71年営業統計構想は、同年のサンクト・ペテルスブルクにおける第8回国際統計会議において国際的レベルでの営業統計作成のための審議素材として提出された。エンゲルは比較国際営業統計の作者者

としてこれに参加している。狭義の工業統計と採鉱・精錬業統計作成のための綱領が決議され、また個別営業経営に関する調査票と労働者のために諸制度に関する調査票の書式も定められている。これをもとにして各国の営業のあり方を比較可能にする統計作成を目指すことにはなったが、その原案の是非を最終的に判断できる専門家不足のため結論を得るまでには至らなかった。翌73年のウィーンでの世界博覧会・国際審査会の小委員会でも営業統計が検討され、ここでも71年構想が検討素材となり、基本的方向としてそれに沿った調査案が作成されたが、小委員会の力量不足から国際的認可までは届かなかった。しかしながら、こうした検討の中で営業統計を農業や他粗生産部門を加え産業統計として拡大させ、しかも各部門の特徴的な営業を選別し業種（また職種）の細目数を減らし簡素化を図りながら、国際比較を可能にする営業統計作成を志向することが一般的理解となっていく。75年会議のエンゲル案はこうした流れを受けて、全般的営業統計と特殊統計や個別調査報告^{モノグラフイー}との間には一線が引かれるべきであり、「1871年提案はいくつかの点ではこの境界線をこえてしまったことは否定できない」として、営業分類・調査項目・調査方法・総括の4点にわたり簡略化を趣旨とした営業統計の再構築案として提示されたものである⁷⁾。

82年営業調査は関税同盟統計拡充委員会で当初構想された営業調査票にあっ

7) エンゲルの考える営業統計の調査項目（＝描写対象, Schilderungsobjekte）とは以下の6項目からなる。E. Engel, Bericht über die Verhandlungen der Kommission für die Revision der Vorschläge, betreffend die Ausführung der Gewerbestatistik im Deutschen Reiche, St. d. D. R., Bd. 20, Teil 1, 1876, S. I. 66.

- ① 営業経営数（大小区分を伴う）
- ② 営業経営の性格—単独経営か複合経営か、多数経営から成立しているか
- ③ 所有関係—雇用主・企業家が単数か複数か、法人経営か
- ④ 経営形態と雇用関係—被雇用者数、専門的修養を積んだ者とそうでない者との区分。後者に関してはさらに性・年齢・家族状態別区分、労働関係（就業身分）、施設内就業者（＝工場労働者）か家内工業就労者か
- ⑤ 利用動力機—回転機・動力機の数・種類・力量、自己所有か賃借か
- ⑥ 営業分野に特徴的な作業機・道具・設備・装置・炉、等々

これは、これまでの営業表作成の批判的総括から出てきたものであり、かつそれ以降の営業調査を規制する枠組みとなる。エンゲルはプロイセン統計局長就任以降、一貫してそれまでの手工業者表と工場表への二分方式を批判し、営業表を経営統計として改革することを主張してきた。エンゲルはドイツ営業統計の産みの親といっても過言ではない。

た「経営形態と人間関係」に絞ったものになり、その「機械と設備」に関する詳細な質問はとり除かれ、物的側面への調査は項目10に限定され、最小限必要な報知獲得に留まっている。「機械と設備」に関する調査項目の当初の構想がその内容と数の両面で上の全般的営業調査の枠をこえているのは明白であり、多くの営業経営者にとりかなりの負担であり調査への嫌悪感を抱かせる因となったことは否定できない。そうした意味では、1882年営業調査は調査者と被調査者のいずれにとっても困難な側面への踏み込みを回避した調査といえよう。また、今回の調査の主眼が社会的諸階級における労働者階級の構成把握にあったとすれば、その目的はそれで果たされることになる⁸⁾。とはいえ、営業体の利用する物的作業機や装置に関する表示は経営統計にとって重要な指標であり、これを営業種や経営規模別分類と組み合わせ、なおかつ統計調査として無理のない形でどのように調べ挙げ表示してゆくかは今後に残された大きな課題となる。

V ドイツ社会統計と営業統計

調査終了後の6月末に各国統計局長の会議が招集された。そこでは、今回の職業 = 営業調査は国民各層からは必ずしも歓迎されず共感をもって迎えられることはなかったとの報告があった。しかし、各地で特に著しい妨害はなく、顕著な障害もなく解決したとのことであった。当然のことに、多くの場所では調査業務への国民の自主的参加が得られなかったとされる。また、規定や実施要綱が複雑で理解しづらい、調査票が細かすぎて実際的ではない、こうした不平・不満も少なくはなかったが、市町村当局の尽力によってこうした困難をひとつずつ克服していったとある。その際、帝国統計庁の用意した今回の調査員

8) 82年営業調査の結果は『ドイツ帝国統計』(新シリーズ)の第6・7巻として公刊されている。Gewerbestatistik des Reichs im ganzen und der Großstädte nach der allgemeinen Berufszählung vom 5. Juni 1882, *St. d. D. R.*, N. F., Bd. 6, Teil 1, 1885, Teil 2, 1887, Gewerbestatistik der Staaten und der größeren Verwaltungsbezirke nach der allgemeinen Berufszählung vom 5. Juni 1882, *St. d. D. R.*, N. F., Bd. 7, 1885.

と市町村当局（調査委員会）への指示は難局打開に大きな役割を果たしたとされる。職業や営業についての直接調査が、初回ということもあり国民各層に必ずしもスムーズに受け入れられなかったことがうかがえる。それを克服するだけの熱意が調査当局、とくに現場の市町村当局にみられたということであろうか。

82年調査は職業と営業を区分した調査である。営業と職業が未分化の状態を反映して、その両者を混在させてきたのが営業表段階の営業統計であった。営業は複数の職業を含んだ経営体、職業は個々人の経済的属性であり、両者はまったく別概念である。82年調査に至って、職業調査では世帯リストによって世帯構成員ひとりひとりの職業帰属性とその帰属内容が問われた。また、営業調査では農業を含んだ営業経営に対して、その経営者ごとに調査用紙が準備され、経営体の人的物的構成が質問されることになった。従い、ここで職業と経営とが分離され、職業統計と営業統計は調査対象を異にする統計という分別がなされた。

職業調査は以前の営業表では手工業者表に現われていた。しかし、これが主として都市手工業者層を対象にした範囲の狭く、表示も親方制度下の就業関係に偏った統計作成に終わっていた。産業や営業部門を問わず、すべての国民に関して職業への帰属の有無、有の場合の直接間接帰属性、直接的帰属の場合にはその内容（業種と就業身分）を調査するセンサスが実現した。人口センサスでの職業調査に較べより充実した報知内容が保証されることになった。

営業調査においては、営業税の課税単位と標識が統計表の中身を構成していた帝国形成以前の営業表が克服されることになった。税行政と別れ、営業経営それ自体の悉皆把握を目指すところに近代的営業統計が出てくる。それを積極的に推進したのが関税同盟統計拡充委員会であった。プロイセンの力に押され、いびつな営業表を作成せざるをえなかった段階がこえられた。経営の大小別に異なった書式を用意することなく、単独経営を除いてすべての営業経営に対して単一調査紙で臨むとされ、これによって72年構想や75年調査においてさえ残

されていた恣意的な大小区分が避けられ、統一的営業調査として実施されることになった。このような近代的レベルでの営業統計を構想するまでに半世紀以上の経験が必要であり、実現までにはさらに10年を要した。

人口センサスをこえてこのような国民経済の底部に届く調査をセンサスとして構想した例は他国にはなく、それを実現しえたことにドイツ社会統計の成熟をみることができる。統計後進国ドイツがその遅れを取り戻しヨーロッパで最も抜きん出た統計作成体制を作り出したことの証とすることが可能である⁹⁾。

では、この82年調査によって、とくにセンサス形式の経済調査にまわりつく難点すべてが克服され、実際にもこのような調査がスムーズに実施されたか。もちろん、否である。やはり調査漏れ問題があり、国民各層の調査に対する理解や自発的な市民参加も必ずしも十全ではなかったとの報告がある。センサスで、しかも個人や営業体の経済関係に迫ろうとする深刻な調査である以上、これは避けることのできない問題でもある。

この82年、さらに95年と1907年の3回の職業 = 営業調査（ただし、1907年調査は職業 = 経営調査と改称）を経験した後の1909年、プロイセン王国統計庁による都市と地方当局（県庁）へのアンケートの形で直前の1907年調査の総括が行われている¹⁰⁾。直接には1907年調査を対象にしたものであるが、それ以前の調査を含めて職業 = 営業調査に共通する難点が浮き彫りにされている。それによれば、調査側内部で運用上のさまざまな齟齬があり、他方で調査漏れと重複調査が減少したことを別にして、まず現場における調査委員会設立が大都市や比較的大きな自治体を除いて少数に留まり、多くで既存の行政官庁（市町村当局）によって調査が主導されている。調査員への市民の自発的参加も少なく、期待された教員と公務員の調査員受諾は予想外に少なかった。自計方式もベル

9) 「いかなる外国もこうした詳細かつ信頼性あるものとして職業統計をもってはいない」(Berufsstatistik nach der allgemeinen Berufszählung vom 5. Juni 1882, a. a. O., S. 1.) とするのが帝国統計庁ではあるが、確かにヨーロッパで最も卓越した統計作成体制からの産物としてこの82年調査を位置づけることができる。

10) Erfahrungen und Beobachtungen bei Berufs- und Betriebszählung vom 12. Juni 1907, Zeitschrift des Königlich Preussischen Statistischen Landesamts, Jg. 49, 1909, S. 1-24.

リン市などではほぼ完全に近い形で実施されたが、小手工業者や農民層、また労働者階級には調査への不理解と記入負担、課税不安などから不完全回答や調査拒否が多発し、調査員が記入と補完を引き受けざるをえなかった。また、リトアニア人やポーランド系の住民には調査への拒否の態度が顕著であった。他方で、上層市民や商人階層にも調査に対して意外に冷ややかな態度が見られ、総じて国民全体にとっては質問範囲が広く、項目も多すぎ、内容理解にも困難を伴うというものであった。さらには、調査拒否に対する罰則適用事例や調査妨害のあったことも報告されている。1907年調査でさえ実情はこのようなものであったとすれば、国民の理解と協力がなお不足していたであろう82年段階での困難の大きさは推して知るべしである。近代的職業＝営業調査の調査側からする方法論的枠組みと組織的作業体制はでき上がった。しかし、被調査者側の国民と営業経営者をそこに引き入れる上で障碍はまだ大きいといわざるをえない。

82年調査そのものに戻ると、そこに隠された理論的難点も指摘される。まず第一に、職業と営業は調査としては分離されはしたが、実際には職業調査に営業の要素が混入している点である。職業調査の職種欄への回答は多くが営業種のそれであり、職業上の地位で初めて職種が判明するという結果になる。例えば、職種としては織物業、地位で撚糸女工や織職といった回答が出てくる。こうしたことは手工業段階にはなく、同一営業内にいくつもの職種を内包した工場制織物業で全般的に現われてくる現象である。とくに労働者階級は手工業者のような長い修養期間をもたないため職業意識が希薄であり、ために職種欄には自分の属する製造分野、すなわち営業種を記入することが指摘されている。営業がそのまま職業になり、その身分が地位を表す手工業生産段階にはない問題である。そこでは例えば、靴屋という営業経営者は製靴業が職種で手工業親方がその地位であった。職業分類を前面に押し出すのではなく、まず営業分類を設定しその中に職種分類を取り入れるのが72年構想来的方式であった。手工業生産がまだ大きな意義をもっていた82年時の調査では破綻はまだ先送りされ

ている。だが、営業の主軸が手工業生産から工場制へ移行するにつれ、このことは被調査者の職種回答に大きな混乱と不正確さをもたらす原因となる。例えば、錠前師が機械製造工場内で就業している場合には、職種で機械製作、地位で錠前職人と、また鉄工場で働いていれば、職種では精錬経営に、地位で工場内手工業者と回答することもあり、他方で自前で営業している錠前師は職種で錠前職、地位で親方と答えるであろう。こうしたことは分類図式問題として後に少なからざる論者によってとり上げられ批判されるところである¹¹⁾。営業と職業の分離のさらに進むそれ以降の時期の調査では、営業分類とは別の職業分類作成の必要が明らかになってゆく。

第二に、営業経営が経済的単位としてではなく、依然として技術的単位で計上されていることがある。経済的にまたまた企業体がそこに含まれている生産技術的単位に分解され、それぞれが独立の営業経営とみなされている。後の95年営業調査ではこの点が、「まとまってひとつの独立した経営部門に統合されている技術的生産プロセスの各段階」とされ、技術的観点からする対象規定がより明確になっている。これは経済的単位として実際に存在する経営統合体(=企業)を統計の上で部分経営に分解することであり、この分解には経営者や業務指導者の恣意的判断が入り込み、また分解度が大きいほど経営数も増加するという問題を残すことになる。そこでは営業経営が点(=場所)的存在として捉えられ、その場所的拡がりの捕捉が主眼におかれ、経営の有機的関連や立体的構造にび迫る調査とはなっていない。上でみた営業調査紙では、小規模生産とは別様の混合経営ないしは複合経営とよばれる経営形態が進出し経済構造全体が変化しつつある事態に対応できない。つまり、このような分解方式では現実に進む経営の多様化や集中化を捉えることができず、経済構造の実態に迫ることができないということである¹²⁾。

11) 後に、この点を一貫して批判し続け、統一的職業分類の必要を訴えるのがメーアワルトである。
R. Meerwarth, Über Beruf und Berufsschema, *Ztschr. d. Königl. Preuss. St. Landamt.*, Jg. 54, 1914, S. 365-380, *Einleitung in die Wirtschaftsstatistik*, Jena, 1920, S. 63ff.

12) R. Meerwart, *Einleitung in die Wirtschaftsstatistik*, S. 6-52, R. Passow, *Kritische Betrachtungen* /

統計は現実を映し出すべく作成される最も包括的具体的資料ではある。しかし、統計調査には現実の進行を時をおかずそのまま映し出すほどの力量はなく、結果的には事態を後追いする形でしか作成されえない。なるほど82年調査はこれまでの営業表を超越したかつてない包括性と具体性をもったものではあるが、すでにドイツの経済構造の基軸をなしつつあった資本主義的工場経営を全面的に特徴づける調査にまでは進みえず、手工業生産が主軸であった段階の統計からの影を少なからず引きずっている。これはその後の1895年と1907年の調査をも制約する。

営業表段階を克服し、近代的枠組みで構想された営業統計を作成しえた82年職業 = 営業調査から、統計形成史上で有するその経済統計として大きな意義、ならびにそれを十全に展開させえなかった現実的ならびに理論的制約、この双方を看取することが可能である。

、 über den Aufbau unserer gewerblichen Betriebsstatistik, *Zeitschrift für Sozialwissenschaft*, N. F., Jg. 2, 1911, S. 219-225, 323-338. 先の1907年調査の総括でも、このような分解方式が限界に來ていることが調査当局側からも指摘されている。Erfahrungen und Beobachtungen, a. a. O., S. 22.

附録 I.

個人職業調査書式

A. 1882年6月4日夜から5日にかけて世帯、それに附属する場所に居住するすべての個人の名簿			
14歳以上の居住者、同じく賃金のために働いているか、あるいは雇われている13歳以下の児童 (その他すべての13歳以下児童は19・20欄に、不在者は目録Bに数量でもって記入されるべきとする) 個別調査票には記入されない独身者は世帯構成員とともにとり挙げられる 記入順: 世帯主、主婦、子供、他の親族、営業雇人、下僕、他の同居人、宿泊者や他の滞在者	名	1	
	姓	2	
	世帯主との続柄、 その他の立場	3	
性	数字の1を記入することで表示すること	男 女	4
年齢	最新の誕生日を経過した年数で表示すること	5	
家族身分	独身者、既婚者、鰥夫、寡婦、離別者	6	
宗派		7	
職業、身分、生業、営業、業務、あるいは生計分野			
主たる職業 (ここでは農業が主たる業務であれば、それも挙げること)	主たる職業分野の正確な名称		8
	主たる職業分野における地位(業務関係、労働 = 雇用関係、とくに他人の業務のために自宅〔他人の勘定のために家〕で働いているかどうか)		9
独立営業経営者(零細経営を含む)に対して、 8・9欄で挙げられた職業を営む中で、	被雇用者、または就業している共同所有者をもっているか	是・非	10
	風力・水力・蒸気・ガス・熱気で動く連動機(回転機)、蒸気罐、移動蒸気機関、蒸気船によるか	是・非	11
副職業 (とくに農業が副次的な業務の場合にはそれを)さまざま一時的副職業分野は個別的に下に記入すること	副職業分野の正確な名称		12
	それぞれの副職業分野での地位(業務関係、労働 = 雇用関係、とくに他人の業務のために自宅〔他人の勘定のために家〕で働いているかどうか)		13
独立営業経営者(零細経営を含む)に対して、 12・13欄で挙げられた職業を営む中で、	被雇用者、または就業している共同所有者をもっているか	是・非	14
	風力・水力・蒸気・ガス・熱気で動く連動機(回転機)、蒸気罐、移動蒸気機関、蒸気船によるか	是・非	15
以前の職業 a. かつてある主たる職業に就いていたが、高齢のため、傷害・疾病の結果、続けて仕事ができなくなった者(一般にこれ以上働けないか、副業としてすら就労することができない) b. 寡婦に対して、(最後の)死亡した主人の主たる職業			16
一時滞在者に対してのみ	当人は別の処に独立住居、あるいは寝所を持っているか 是・非で記入	17	
	是とした者は、住いのある場所・国を記入すること(それが当地にある場合は、街・家屋番号)	18	
賃金のために働いていない、あるいは雇われていない13歳以下の児童数	男	19	
	女	20	
B. 世帯からの一時的不在者の名簿 14歳以上の者、同じく賃金のため働いているか勤めに出ている13歳以下の不在者			
(Aと1から15、19・20が同一設問。Aの17・18欄に替えて「予想される滞在地ならびに不在理由」が盛られている)			1-19

出所: Statistik des Deutschen Reichs, N. F., Bd. 2, 1884, S. 166-167.

附録Ⅱ.

職業区分と職業地位

職業区分	職業地位	専らあるいは主として職業に帰属している			
		就業者	家内奉公人 (非営業)	不就業か、 あるいは単 に副次的に 就業してい る身内	総 計
1	2	3	4	5	6
AⅠ. 農業・畜産業・園芸業	a	2269163	388892	6255223	8913278
	b	49713	6787	83702	140202
	aT	866493	9154	2377427	3253074
	c1	1934615	104	97316	2032035
	c2	1626760	514	93057	1720331
	c3	1373774	5393	1402731	2781898
	AⅠ計	8120518	410844	10309456	18840818
AⅡ. 林業・狩猟業・漁業	a	18870	5881	54543	79294
	b	16931	6503	44330	67764
	c	80177	1685	155717	237579
	AⅡ計	115978	14069	254590	384637
	A合計	8236496	424913	10564046	19225455
B. 工業(含, 採鉱業と建設業)	a	1861502	263323	4141344	6266169
	afr	339644	2787	432489	774920
	b	99076	14157	158087	271320
	c	4096234	22294	4627134	8745671
	B合計	6396465	302561	9359054	16058080
C. 商業・流通業(含, 旅館業・飲食業)	a	701508	266656	1618141	2586305
	b	141548	20571	188460	350579
	c	727262	8224	858710	1594196
	C合計	1570318	295451	2665311	4531080
AからC. 粗生産・工業・商業	a	4851041	924752	12069245	17845038
	afr	339646	2787	432495	774928
	b	307268	48018	474579	829865
	aT	866493	9154	2377427	3253074
	c	9838831	38214	7234665	17111710
	A-C合計	16203279	1022925	22588411	39814615
D. 各種賃労働と家内サービス		397582	2189	538523	938294
EⅠ. 軍務と軍行政 Ⅱ. 国家・自治体・教会勤務, およびいわゆる自由業		451825	15334	75123	542282
		579322	149236	952142	1680700
	E合計	1031147	164570	1027265	2222982
	A-E合計	17632008	1189684	24154199	42975891
FⅠ. 無職者と無申告者 Ⅱ. 職業準備・修養中の者 と施設収容者		1022233	134925	751151	1908309
		332253	315	5345	337913
	F合計	1354486	135240	756496	2246222
	A-F総計	18986494	1324924	24910695	45222113

出所: Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich, Jg. 6, 1885, S. 5.